

事務連絡  
平成29年10月25日

一般社団法人富山県建設業協会  
会長 竹内 茂 殿

富山県農林水産部長  
(公印省略)

富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度の試行について

このことについて、下記のとおり余裕期間制度を試行しますのでお知らせします。  
つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 導入制度

- ・余裕期間制度（発注者指定方式）試行
- ・余裕期間制度（フレックス方式）試行

2 施行時期

平成29年11月15日から施行し、同日以後の所長決裁にかかる工事から適用する。

(事務担当)

農林水産企画課経理係  
農村整備課技術管理係

# お知らせ

富山県農林水産部

## 富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度の試行について

富山県農林水産部では、下記のとおり余裕期間制度を試行しますのでお知らせします。

### 1 対象工事

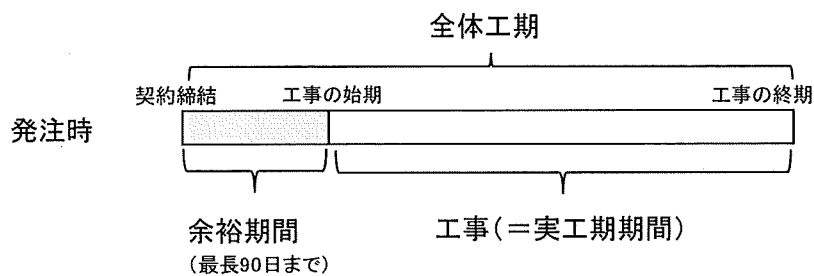
余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事かつ災害復旧工事ではないもので、特別仕様書に明示する工事。

### 2 施行時期

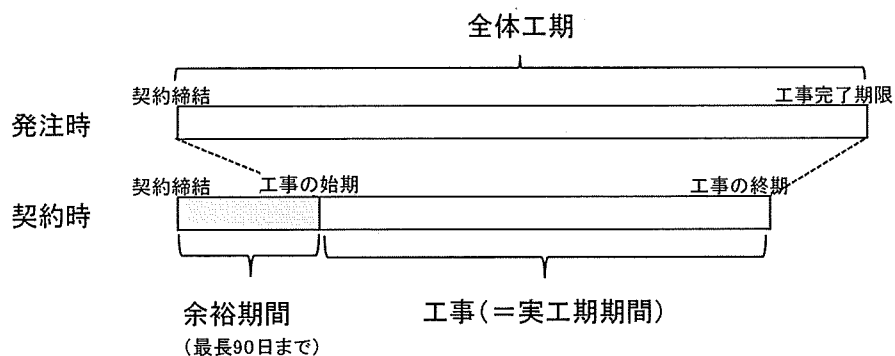
平成29年11月15日から施行し、同日以降の所長決裁にかかる工事から適用。

### 3 制度概要は次のとおり

<発注者指定方式>発注時に県が工事の始期を指定する



<Flex Method>契約時に受注者が全体工期の中で工事の始期・終期を選択できる。



(事務担当)

農林水産企画課経理係

TEL 076-444-3369

農村整備課技術管理係

TEL 076-444-3299